

大北酒米プロジェクトの推進 ～酒米「美山錦」をつくる・醸す・嗜む～

北安曇地方事務所
北安曇農業改良普及センター

現状と課題

大北地域の農業の現状と課題

- ◆ 農業産出額(H25：96億円)に占める水稻の割合が高く、水稻単作地帯となっており、その割合は50%（県平均23%）（図1）
- ◆ 水稻に特化した生産構造の中で、米価低迷や農業従事者の減少・高齢化により農業産出額は減少傾向が続いている
- ◆ 酒米では県内最大の産地で、県育成主力品種「美山錦」の県内生産量の約4割を大北地域が占める（図2）

図1：大北地域の農業産出額比率（H25）

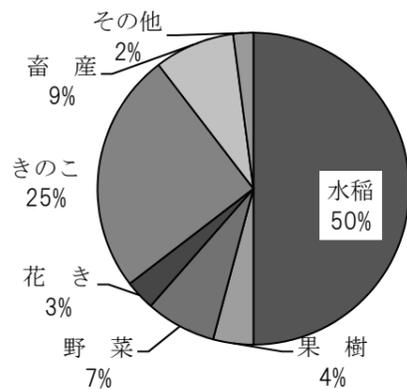
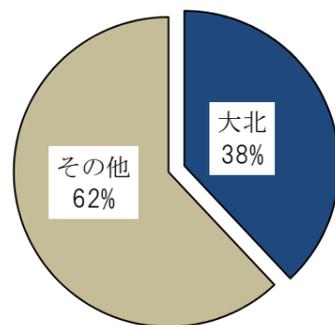


図2：酒米（美山錦）の県内地域別生産割合



大北地域ならではの強み！

大北地域の強みを活かした事業展開（生産と醸造両面へのアプローチ）

- ◆ 大北地域は県内有数の酒米地帯で、北アルプス山麓由来の水を活かした酒蔵が5つ存在
- ◆ 酒蔵が求める品質の高い酒米を安定供給し、農業所得の安定を図る

＜酒米の玄米品質の主な3要素＞



最適な施肥設計と栽培管理、生育調査や品質判定機等による分析調査が必要

- ◆ 酒米の玄米品質向上に対する酒蔵の関心を高め、酒米生産者と酒蔵の協働の取組を推進し、地酒の高付加価値化、消費拡大等につなげる

事業内容

酒米の玄米品質に着目

美山錦の玄米品質向上プログラム

酒蔵・生産者・行政が一体となった酒米の玄米品質の向上

- ◆ 良質な酒造りにつながる酒米の玄米品質に着目し、酒蔵と生産者、普及センター等が一体的に取り組む新しい戦略
- ◆ 27年度に先行実施（地方事務所長総合調整推進費）

＜実施場所＞ 松川村(1取組)

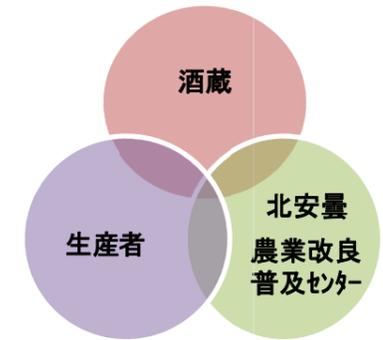
＜実施内容＞ 美山錦栽培の施肥設計や生育管理の比較設計及び生育調査、品質調査、栽培検討会の実施

28年度以降の取組拡大

＜助成対象＞ 酒蔵の酒米玄米品質ニーズに応える品質を得るために行う酒蔵と生産者が行う現地栽培試験で、普及センター等が技術支援を行うもの

＜助成額＞ 1取組200千円×3取組(松川村[継続]、大町市他[新規])

合計600千円(栽培試験資材、標識等の経費等)



酒米品質向上意欲アピール

品質志向の酒米振興で地域活力アップを提案

大北の“風土と心意気”で産地と蔵人の信頼を育む シンポジウムの開催

- ◆ 酒米の玄米品質向上の取組をアピールすることで、玄米品質に応える酒米契約の増加を図る
- ◆ 品質志向の取組で生まれた日本酒の地域での活かし方等を学び考える

＜実施時期＞ 平成28年11月(又は12月)

＜開催場所＞ アルプス搗精工場会議室(大町市)

＜参加対象者＞ 酒蔵、生産者、都市生活者、地元観光事業者、酒販店、地元住民等

＜実施内容＞ 美山錦の玄米品質向上への取組を紹介。併せて日本酒を味わう企画、日本酒を学ぶ企画(搗精工場見学)、「日本酒のある暮らし」に着目したパネルディスカッション等

＜開催経費＞ 650千円(講師経費、試飲経費、会場費等)

期待される効果

- 産地と酒蔵との強固な信頼関係の構築
- 酒米の安定した契約栽培での農家所得の確保向上
- 地酒の高付加価値化による需要増加・地域経済の活性化

成果目標

- ◆ 契約栽培面積の拡大
- ◆ 地域全体の酒米品質の向上

事業費

1,250千円

(試験栽培経費、シンポジウム開催費)



新たな自治体間連携 大北地域からの挑戦 !! (制度空白地域に対する県独自の支援制度の創設:ミニ定住自立圏“構想”)

北安曇地方事務所

自治体間連携制度の現状

背景

- ◆国は、中核となる市と周辺町村の連携による自立した圏域の確立を支援する制度を創設 (連携中枢都市圏/定住自立圏)
- ◆制度に合う地域には、財政面で様々な支援あり
- ◆制度対象となるためには、中心となる市が一定の要件に合致する必要あり (制度要件) 連携中枢都市圏: 中心市20万人以上、昼夜間人口比率1.0以上
定住自立圏: 中心市4~5万人以上、昼夜間人口比率1.0以上

《大北地域は国財政支援が及ばない“制度空白地域”》



《国の財政支援メニュー(概要)》

国の制度	主な財政措置
定住自立圏	①包括的特別交付税措置 中心市: 上限8,500万円 近隣市町村: 上限1,500万円 ②地域活性化事業償当 充当率90%、交付税措置率30% ③外部人材活用の特別交付税措置 1市町村当たり700万円(上限) ④個別分野の特別交付税措置 地域医療の確保等 ⑤関係省庁による支援 国庫補助事業の優先採用など
連携中枢都市圏	①包括的財政措置 ・普通交付税措置 圏域人口に応じて算定 ・特別交付税措置 生活関連機能サービスの向上の取組 連携市町村の取組 ②外部人材活用の特別交付税措置 上限700万円、最大3年間 ③個別分野の特別交付税措置 地域医療の確保、へき地遠隔医療など ④辺地地点数の算定要素の追加 市役所にかえて連携中枢都市までの距離算定へ
制度の空白圏	(財源措置なし)

現在、大北地域で検討されている新たな動き

「広域連合」の機能

(利点) 全市町村による協議の場あり
(欠点) 構成市町村全体の一致が原則

「定住自立圏」の仕組み

(利点) 相対の連携が可能
(欠点) 制度要件あり(人口要件)

それぞれの長所を融合

新しい大北地域モデル!!

ミニ定住自立圏“構想”

【特長】その①

「広域連合」機能の充実・強化

「広域連合」が、新たな広域連携事業の検討・検証の調整機能を担う

【特長】その②

ミニ定住自立圏

「大町市」が連携の核となり、域内の自治体どうしが「相対」で協約締結

大北地域が
目指すもの

- ◆大北地域の活性化・住民サービスの向上
- ◆人口流出を食い止めるミニダム機能

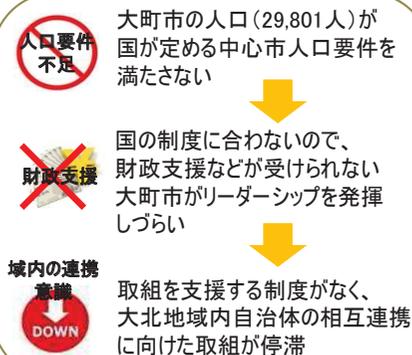
《新制度を活用した取組想定》

- 若者交流・結婚支援
- 子育て支援 (地域医療・病児病後児保育)
- 成年後見センター設置
- 移住交流・広域観光
- 芸術文化による地域振興
- 職員研修の共同実施 など

制度空白地域に対する県独自の支援(下支え)が必要
(地域戦略会議における要請)

制度空白地域の課題

取組停滞の要因



(課題に対する考察)

- ①国の制度から外れる地域は連携の取組が遅れがちであり、制度の空白が住民サービスの空白となる懸念がある
- ②人口流出対策や少子・高齢化対策が喫緊の課題となる中、制度空白地域においても何らかの自治体間連携の取組(制度設計)が急務
- ③県内のどの圏域でも均しく自治体間連携の取組が推進されるためには、制度空白地域に対する県独自の支援(下支え)が必要

パッケージによる支援内容(事業費)

【財政的支援】

- ①総合交付金: 単年度総額68,000千円(上限枠ベース)
<中心市> 40,000千円(大町市)
<周辺町村> 28,000千円(協約締結1町村あたり@7,000千円×4
※それぞれ国制度の特別交付税措置額の1/2程度
- ②国・県事業の優先実施

【人的支援】

- ①大町市への研修派遣: 1人(2年間)
- ②市町村では対応困難な分野に対する支援

【期間】平成28年度～平成31年度(総合戦略第1期を想定)



期待される効果

- 制度空白地域でも、自治体間連携の推進が可能
- 制度空白地域への支援は、県内圏域の均衡ある発展に寄与



達成目標

- 新制度の創設(国制度の空白地域向け)
- 新制度を活用した自治体間連携の取組の実践